

◆4月から国民健康保険税が変わります

◎どのように変わるの？

Ⓐ 4月から後期高齢者医療制度が始まるため、国保被保険者（75歳未満の人）の方も後期高齢者支援金を支払うこととなります。

◎税金の負担は増えるの？

Ⓐ 新たに後期高齢者支援金負担が追加されたことにより、所得割と平等割の負担は減りますが、資産割と均等割の負担は高くなります。世帯構成等により、負担が増える場合と減る場合がありますので、詳しくは住民課税務係へお問合せください。

(例) 国保3人家族の場合 所得：100万円 固定資産税：5万円	平成19年度		➔	平成20年4月～		
	医療給付費	介護納付金		医療給付費	後期支援金	介護納付金
	130,900円	39,500円		112,000円	26,000円	39,500円

◎軽減制度は？

Ⓐ 従来どおり、所得に応じて均等割・平等割の軽減措置（7割・5割・2割）が適用されますが、2割軽減措置については申請されなくても軽減適用されることになりました。また、75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行し、残された国保被保険者が一人だけとなる世帯や社会保険等の被扶養者であった方などについての軽減措置が新たに設けられました。

【平成19年度】

課税区分	税率	限度額	
医療給付費	所得割	7%	56万
	資産割	40%	
	均等割	20,000円	
	平等割	20,000円	
介護納付金	所得割	1.55%	9万
	資産割	12.5%	
	均等割	7,800円	
	平等割	5,200円	

【平成20年4月～】

課税区分	税率	限度額	
医療給付費	所得割	5.35%	47万
	資産割	32.5%	
	均等割	20,000円	
	平等割	15,000円	
*後期高齢者支援金	所得割	1.25%	12万
	資産割	7.7%	
	均等割	4,600円	
	平等割	3,500円	
介護納付金	所得割	1.55%	9万
	資産割	12.5%	
	均等割	7,800円	
	平等割	5,200円	

所得割…前年中の所得を基礎とする
 資産割…当該年度の固定資産税額を基礎とする
 均等割…被保険者1人あたり負担額
 平等割…1世帯あたり負担額

※介護納付金の改定はありません。
 ※国民健康保険税額は6月に決定し賦課されます。

◆5月から戸籍の届出・取得に本人確認が義務付けられます

婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知の届出と戸籍の証明書を取得する場合、虚偽の届出を防止するため、5月から窓口での本人確認が義務付けられます。このため、写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど）を持参ください。詳しくは、本庁住民課町民係または各支所町民課町民係へお問い合わせください。

**出前町長室を
開設します**

5月8日(木) 三和地区 9:00～11:30
 5月12日(月) 豊松地区 9:00～11:30
 お気軽にお越しください。

神石地区 13:30～16:00
 油木地区 13:30～16:00
 総務課 ☎ 89-3330

保健課 ☎89-3377

◆いきいきパワーアップ
ジムのお知らせ

パワーリハビリの機器を使用した筋力向上トレーニングの教室「いきいきパワーアップジム」が平成二十年度から町内の4事業所で開催されます。
教室に参加したい方は、直接希望の事業所へお申込みください。

対象者

六十五歳以上で要支援・要介護認定のない方

利用料

一回(一時間三十分)

一、〇〇〇円

利用回数 週一回

実施事業所

◆シルトピア油木

デイサービスセンター

(☎八二一―二二四)

◆デイサービスセンター

もみじの里

(☎八七―〇五〇)

◆通所介護事業所 陽光の里

(☎八四―二六〇)

◆通所介護事業所

メルシーさんわ

(☎八五―四〇〇四)

◆シニア運動教室の
お知らせ

体操とレクリエーションをしながら楽しく交流する教室「シニア運動教室」が五月から始まり、体の動きにくさを感じている方、皆さんと楽しく交流したい方などお気軽にご参加ください。

対象者

六十五歳以上で要支援・要介護認定のない方

利用料

無料(希望者送迎あり)

利用回数

月一回

実施会場

◆油木コミュニティセンター

◆神石老人福祉センター

◆豊松老人福祉センター

◆小畠交流会館

申込みの受付(印鑑が必要)

○受付場所

役場本庁(福祉課)

役場各支所(町民課)

保健福祉センター(保健課)

○受付期間

事業開始時の受付は四月二十八日までです。その後の

希望は随時受け付けます。

環境衛生課 ☎89-3336

◆集落排水使用料再算定の
お知らせ

農業集落排水処理施設平成二十年度使用料を、四月一日現在の住民基本台帳記載人数を基準に再算定します。(神石高原町農業集落排水処理施設条例第十六条)

減免を希望される方は、役場本庁環境衛生課または各支所町民課で申請の手続きを行ってください。

(平成十九年度に減免を受けている方も再度手続きが必要です。)

使用料減免の対象は、次のとおりです。

一、生活保護法による扶助を受けている世帯

二、高齢・疾病により自宅外にて長期的に療養・治療を要する方

※療養・治療先より入所等の証明書を出された場合

※すでに証明書を提出されている場合でも、年度が変わりますので再申請が必要です。

三、同一世帯で生計を分離し別居している方(大学生・就職等)

※証明書が必要です。

お問い合わせは役場本庁環境衛生課または各支所町民課まで。

◆浄化槽設置整備事業
補助金額変更の
お知らせ

小型合併浄化槽を設置される方は浄化槽設置整備事業補助金をご利用ください。なお、四月一日から補助金額が変更されました。

浄化槽の大きさ(人槽)	(新) 補助金額	(旧) 補助金額
5人槽	311,000円	342,000円
6人槽~7人槽	376,000円	414,000円
8人槽~10人槽	487,000円	537,000円



昨年12月に実施した「介護及び福祉等に関するアンケート調査」の結果を本庁福祉課・保健課及び各支所町民課の窓口と町のホームページでご覧いただけます。ご協力ありがとうございました。 保健課☎89-3535